

用語集

決算関係

用語	説明
運営委員会	事業主及び被保険者の意見を反映し、協会の業務の適正な運営を図るために、協会本部に設置されている会議体のこと。支部では評議会が設置されている。
平均保険料率	全国平均の健康保険料率のことを指す。平成24(2012)年度以降、10%が維持されている。
前期高齢者・後期高齢者	65歳から74歳までの方を「前期高齢者」、75歳以上の方を「後期高齢者」と呼ぶ。
前期高齢者交付金・納付金	現役世代の保険者(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、国民健康保険)において、65歳から74歳までの加入者の加入率に応じて行われる財政調整のこと。加入率の低い保険者が「前期高齢者納付金」として拠出し、加入率の高い保険者に「前期高齢者交付金」として交付される。協会けんぽや健康保険組合、共済組合が「前期高齢者納付金」として拠出し、国民健康保険が「前期高齢者交付金」として受けている状態が続いている。令和6(2024)年度から1/3総報酬割が導入された。
後期高齢者支援金	現役世代の保険者が、後期高齢者医療保険制度の維持のため拠出している金額のこと。
適用拡大	一定の要件を満たすパートやアルバイトなどの短時間労働者について社会保険の加入が義務化され、会社の規模(従業員数)に応じて段階的に拡大されている。 【適用拡大の範囲】 平成28(2016)年10月～ 従業員数501人以上の事業所 令和4(2022)年10月～ 従業員数101～500人の事業所 令和6(2024)年10月～ 従業員数51～100人の事業所

決算関係

用語	説明
保険給付費	協会より支出されているもののうち、 ①加入者の方が医療機関を受診した際に発生する保険者負担分 (全体の医療費から本人負担分を除いたもの) ②加入者の申請により支払われる給付金 (傷病手当金や出産育児一時金 など)
準備金	協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1か月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法第160条の2)。 令和4(2022)年度決算時では、法定準備金の5.59か月分に相当する額を準備金として保有している。
国庫補助	国が、財政援助や特定の施策の奨励のために、国以外の者に対して交付するものであり、協会けんぽの場合は、保険給付費等に対して交付されている。現在の国庫補助率は16.4%となる。
インセンティブ制度	インセンティブ制度は、平成18(2006)年の医療保険制度改正によって創設され、特定健診、特定保健指導の実施率の低い保険者の取組を促すため、平成25(2013)年度から、制度の区別なく、全保険者を一律に対象として、特定健診・特定保健指導の実施率等に応じて、後期高齢者支援金の加減算を行っていた。 平成30(2018)年度からは制度の見直しが行われ、協会けんぽについては協会単独で実施することとなり、協会内において、支部間で比較する新たなインセンティブ制度を創設し、令和2(2020)年度から都道府県単位保険料率に反映させている。 【評価指標】 ・特定健診等の受診率 ・特定保健指導の実施率 ・特定保健指導対象者の減少率 ・要治療者の医療機関受診率 ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

事業計画関係

用語	説明
基盤的保険者機能	保険者としてのもとの基本的な業務・機能のことを指す。医療機関からの医療費の請求の審査・支払を行うといった役割と、加入者からの傷病手当金などの現金給付の申請の審査・支払を行う役割等が該当する。
戦略的保険者機能	加入者・事業主・医療提供側や国・地方公共団体に対して能動的な働きかけを行う機能のことを指す。健診・保健指導の実施、健康宣言事業などのコラボヘルス、地域の課題に対する医療費分析に基づいた意見発信などが該当する。
現金給付	加入者の申請により支払われる給付金のこと 【主な給付】 傷病手当金、出産手当金、療養費、高額療養費、出産育児一時金、埋葬料 など
サービススタンダード	現金給付のうち傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料を対象として、申請の受付から給付金支払いまでの期間を10営業日以内に完了することを指す。
柔道整復施術療養費	柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかった場合に支払われる療養費のこと。給付の対象となるのは、急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷や骨折・脱臼に限定される。
被扶養者資格の再確認	保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図ることを目的に毎年度実施している業務。健康保険法施行規則第50条に基づいている。
オンライン資格確認	マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号などにより、医療機関・薬局においてオンラインで資格情報の確認ができる仕組みのこと。
レセプト点検	医療機関より提出される診療報酬明細書(レセプト)が適正なものなのか点検すること。受診時に加入者資格があるかどうか、診療した内容や点数が正しいかどうか等の確認を行っている。
返納金	何らかの事由により、協会へ返納しなければならない金額のこと。 【例】 ・資格喪失後に医療機関を受診した場合の保険者負担分 ・年金額の変更に伴う既に支給済みの傷病手当金の減額分

事業計画関係

用語	説明
特定健診	生活習慣病の予防のために、公的医療保険に加入する40歳から74歳までの方にメタボリックシンドロームに着目した健診のことをいう。 協会けんぽでは、被保険者の健診のことを「生活習慣病予防健診(特定健診項目含む)」といい、被扶養者の健診を「特定健診」と呼んでいる。
特定保健指導	健診受診後に、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる健康サポートのこと。被保険者と被扶養者それぞれに対して実施している。
事業者健診データ取得	労働安全衛生法等に基づき事業者が行った定期健診の結果データを、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が取得すること。
コラボヘルス	保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行すること。
健康宣言	事業所が保険者のサポートを受けて、従業員やその家族の健康づくりに取り組むことを社内外に宣言すること。静岡支部では静岡県に健康宣言事業所の情報を共有することにより連携した事業を展開している。
地域医療構想調整会議	将来必要となる病床数などの地域の医療提供体制について、医療関係者、保険者その他の関係者と連携を図りつつ、必要な協議を行う会議体のこと。都道府県により設置・運営されており、静岡県の場合は、8つの医療圏にそれぞれ設置されている。協会けんぽからも委員として参画し、必要な意見を発信している。
保険者協議会	加入者の健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進を図ることを目的に設置されている会議体。高齢者医療確保法によって定められており、特定健診・特定保健指導の実施等に関する保険者間の連絡調整や医療費分析等を実施している。